

令和2年4月1日施行

受動喫煙の防止等に関する条例実施要領

平成24年3月30日制定

改正 平成25年2月5日

改正 令和元年6月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）及び受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成24年兵庫県規則第21号。以下「規則」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(受動喫煙防止区域等の特例)

第2条 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める敷地内の区域は、精神病床を有する病院及び診療所（以下「特定施設」という。）において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域（屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画された区域（以下「特例区域」という。）とする。

2 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 特例区域を、特定施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に設置すること。
- (2) 特例区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならないこと。
- (3) 特例区域の入口に、次に掲げる事項を、別記様式を標準として表示すること。ただし、文字のみで当該規定による表示を行うことを妨げない。

ア 喫煙区域である旨

イ 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

